

人・農地関連施策の見直し ①

今回の法改正をうけて、農業委員会において最重要課題となっている「人・農地関連施策の見直し」についてシリーズ（隔月）でお伝えしていきます。

背景

高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や遊休農地の拡大が進展する中、地域の農地が適切に利用されるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題です。

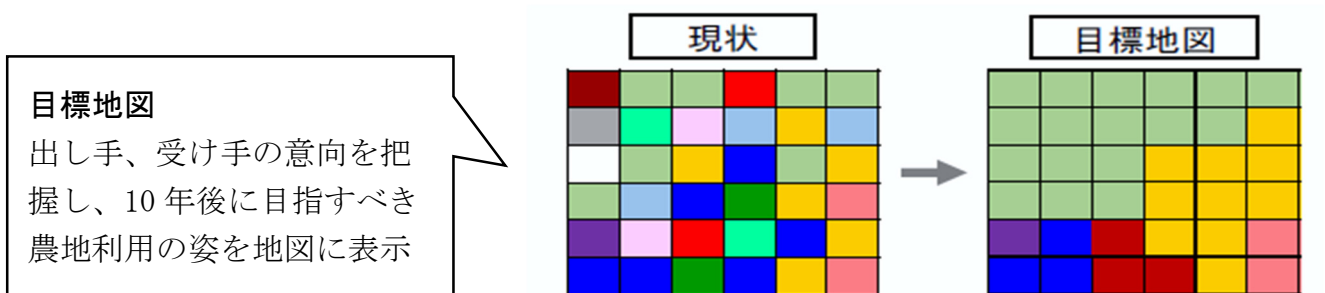
このため、人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を定めることなどを盛り込んだ農業経営基盤強化促進法（以下基盤法という。）等の改正法が令和4年5月に成立しました。

地域計画とは

基盤法に基づく基本構想を作成している市町は、令和5年度から地域における農業の将来のあり方について、協議の場を設け、その協議結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」（人・農地プラン）を策定することになりました。

市町は次を定めた地域計画案を策定

- ① 地域計画の区域
 - ② 農業の将来のあり方
 - ③ その他農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- ③の目標を目標地図（農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めた地図）に表示



農地を守るには、農業委員・農地利用最適化推進委員のみなさんの力が必要です！

地域の話合いを再活性化して、「将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか」「誰に農地を集積・集約化していくのか」を地域の皆さんで決めていく必要があります。

農業委員・農地利用最適化推進委員が中心となって、各々の地域で地域計画が策定できるよう、次のような取り組みを実践しましょう。

- ・ 農地の利用意向の情報収集（意向把握）
 - ・ 集落座談会等の地域の話し合いへの参加の呼びかけ
 - ・ 農地の利用調整・マッチング
- など

人・農地関連施策の見直し ②

令和4年5月の基盤法の改正により、基本構想策定市町は、令和6年度末までに、市街化区域を除いた区域を対象（県内約3700集落）として、「地域計画」を定めることとされています。

市町においては、農業委員会をはじめ、関係機関と役割分担し、地域での話し合いを進めていくこととなりますが、この取り組み支援にかかる兵庫県の推進方針の概要は以下のとおりです。

基本的考え方

地域計画は、従来からの「人・農地プラン」の延長線上にあり、いきいき農地バンク方式等による担い手・農地施策の一体的推進（以下「一体的推進」という。）の強化の一環として取り組むこととしています。

市町に提案する当面の目標

- ① 令和6年度末までに、人・農地プラン策定済みの集落、中心的担い手（特に土地利用型担い手）が耕作している集落、一体的推進の対象集落で地域計画を策定 【A・B・C・D・E・G・H】
- ② 話し合いの機運が乏しい、中心的担い手が不在などの地域については、地域力の回復・地域課題の洗い出しから始め、時間をかけて取り組む【F・I】

【集落の分類別アプローチ】

	一体的推進のターゲット集落	一体的推進のターゲット集落外		
		（話し合いの素地がある※1）	（話し合いの素地がない※1）	
中心的担い手 がいる （実質化した プランがある）	A	D	G	903 集落
中心的担い手 がいる （実質化した プランがない）	B	E	H	
中心的担い手 がない	C	F	I	2,823 集落
	373 集落	3,353 集落		3,726 集落 ^{※2}

地域計画のたたき台がある

中心的担い手の営農環境の確保が必要

「農業の担い手」の育成・確保が必要（難度が高いため、集落を選択していくことも必要）

話し合いの場づくりが必要

行政から働きかけやすい

※1 人・農地プラン開始（H26）以降の、集落単位の支援事業（多面的・中山間直払・基盤整備・獣害対策等）の活用の有無

※2 集落数は、県全体のR3年度時点での区分

県による市町の地域計画策定にかかる伴走支援の取り組み

本庁・県民局は、役割分担の下、それぞれの推進チームの取組を強化し、市町の伴走支援をすることとしています。また、農業委員会支援に携わる農林機構との連携を強化することとしています。

- ① 市町・地域に対する周知・啓発
- ② 市町等の活動体制づくり（人材確保・育成や現状・目標地図の効率的作成含む）
- ③ 市町による地域計画策定方針作成への支援
- ④ 地域への働きかけ活動への支援等

人・農地関連施策の見直し ③

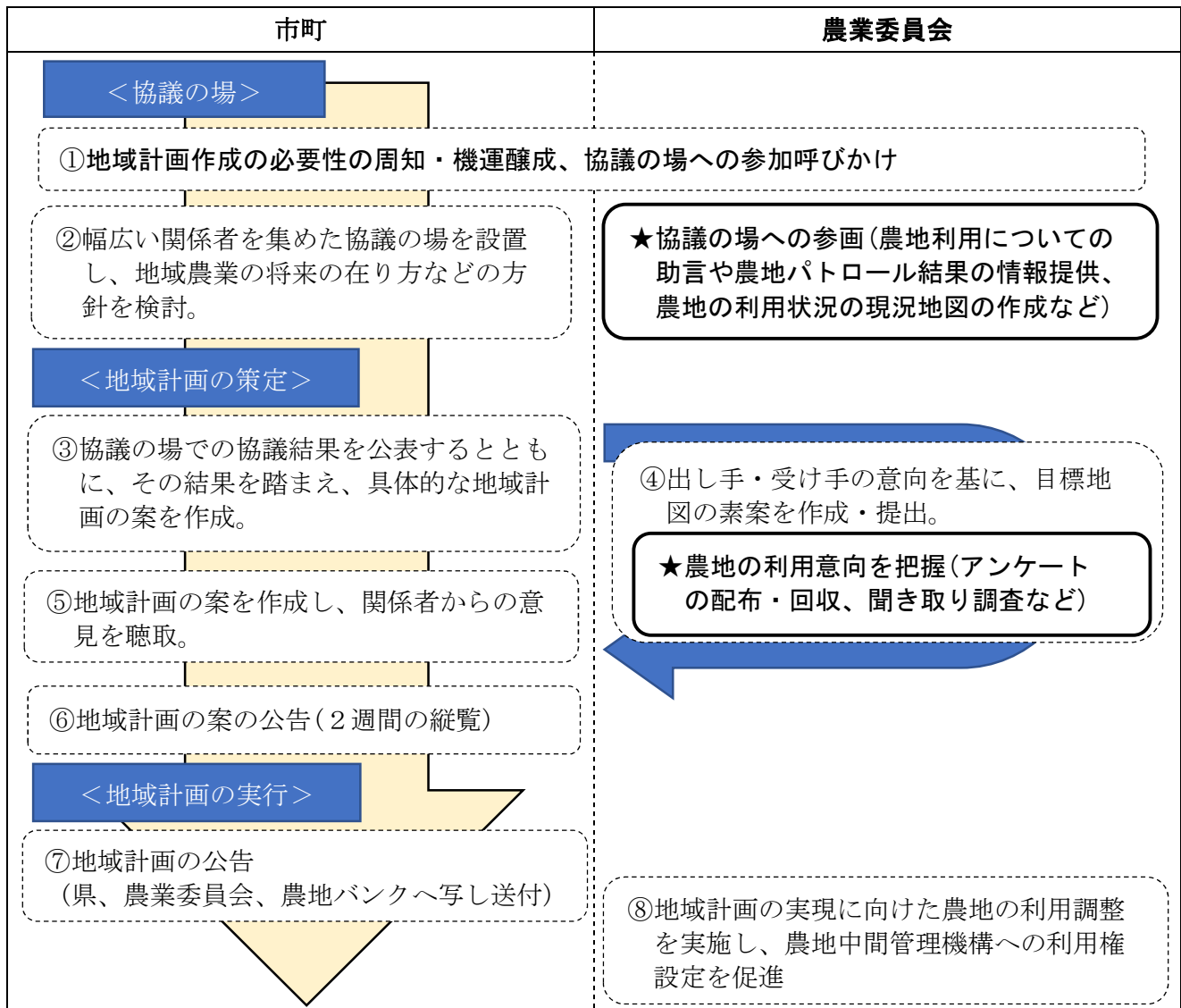
地域の農地を未来につなぐため、地域計画の策定にあたって、農業委員・推進委員のみなさんには重要な役割があります。

農業委員会の役割

協議の場	・農地の出し手、受け手の意向把握、情報提供
	・新規就農者や後継者の把握、情報提供
	・遊休農地、所有者不明農地の把握・情報提供
地域計画の策定	・目標地図の素案を市町の求めに応じて作成
	・担い手の協議への協力（農地の集約化への助言・マッチング）
地域計画の実行	・農地バンクへの貸し付けの促進

地域計画の策定手順と農業委員・推進委員の取り組み内容例

地域計画は、下表の①～⑦の手順で策定します。



農業委員・推進委員の皆さんは、各市町の方針や役割分担に基づき、策定に向けて★印のような取り組みを実施し、策定につなげましょう！